

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について
(通知)

新型コロナウイルス感染症の対応に係り、本日、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各学校の実態を踏まえた通学時等の密を避けるための対策について、要請がありました。

については、令和3年4月9日付け3教総第227号「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」で通知した内容を下記のとおり一部変更しますので、適切に対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学について

各学校の通学実態を踏まえ、通学時の密を避けるため、時差登校や短縮授業などの対策を行うこと。

(例)・公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように、授業時間を短縮するなどして始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたりする。

・登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、学年別の時差登校等の工夫を行う。

2 学校教育活動の制限

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」(「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3Ver.5)」P48)は、一時的に停止すること。

(2) 部活動

令和3年4月9日付け3教総第227号で通知した内容のとおり適切に対応すること。

(3) その他の活動について

ア 校外での教育活動(野外活動、遠足、新入生セミナーなど)は実施しないこと。ただし、教科・科目等に係る活動で、参加生徒が少人数である、不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合は、実施時期や代替活動の可能性等を十分に検討した上での実施を可とする。

イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1 m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。

ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動（発表会、公開授業、PTA行事等）については、実施の時期や必要性を再度検討し、実施する場合は密を避けるよう内容の精選や参加人数の制限等の工夫を行うこと。ただし、他校生との交流は行わないこと。

エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

3 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

4 教職員の勤務等について

(1) 教職員の時差出勤について

時差登校等を実施する場合、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き教職員の健康に配慮しつつ、教職員の時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

(2) 教職員の勤務について

府民に対して要請されている外出の自粛等について、教職員に徹底するとともに、夜間定時制を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取り組むこと。

【外出の自粛等（京都府全域）】「京都府まん延防止等重点措置等」（一部抜粋）

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・京都府外への不要不急の往来を自粛すること
- ・感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(3) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

急速な感染拡大の状況を踏まえ、所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

5 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月9日付け3教総第227号）
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月12日付け3教保第45号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に關すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に關すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に關すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に關すること）	075-414-5861